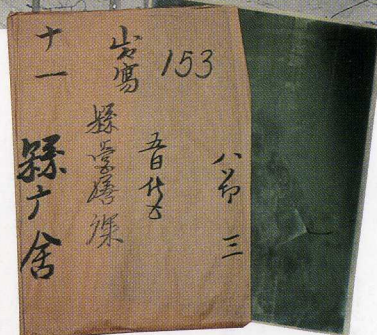


# 愛知県公文書館だより

## 目次

「県庁舎全景」とガラス原板…………… 1  
 資料紹介…………… 4  
 走る県政教室…………… 6  
 「歴史的価値」雑感…………… 7  
 レファレンスコーナー…………… 8

寄稿「史料と防災」…………… 2  
 企画展「明治期の県庁文書」について…………… 5  
 眠っていませんか？…………… 6  
 コラム「秘め事」…………… 7  
 利用案内・編集後記…………… 8



建築部管轄課から引継ぎを受けた、県庁舎等の写真のガラス原板とそこから焼き付けた昭和十三年頃の県庁舎の写真



史料  
と  
防災

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会  
防災委員会委員長・国際連合地域開発  
センター防災計画主幹

工学博士 小川雄二郎

昭和三十四年九月二十六日に台風による水損公文書が廃棄されたとの記録がユネスコが行った「世界の記憶」というプロジェクトに記録されている<sup>1)</sup>。昭和三十四年九月二十六日、これは伊勢湾台風である。

一、史料はどのように失われていたか

一九九三年から一九九六年にかけてユネスコが実施した「世界の記憶」と称するアンケートは、二十世紀に文化遺産が被った被害とその程度についての調査で、各国の記録遺産がどのような人災、天災に遭ったのかを調べるために、各国の主な文書館や図書館を対象に行ったものである。

この調査には、国際文書館評議会（ICA）と国際図書館連盟（IFLA）が協力しており、日本での調査には、IFLAの調査は国立国会図書館が担当し、ICAの調査には全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、史料協と言う）が担当した。

体の三分の一と言えよう。戦後だけに限れば、市町村合併によるものが五割、災害によるものが五割である。

## 二、災害による文書館の被害

このように、戦後では、市町村合併などに伴って記録史料の半分は人為的に破壊してきたことになるが、市町村合併も一段落してきた現在では、災害や事故によって記録史料が破壊される可能性が最も高いと言わなければならない。

地震によって文書館が被害を受けた事例は、外国では一九八五年のメキシコ地震によるメキシコ国立公文書館、一九八九年のロマプリータ地震によるサンフランシスコ市公文書館がある。

日本でも記憶に新しいところの一九九五年の阪神・淡路大震災がある。この地震で被害を受けたのは尼崎市立地域研究資料館、西宮市行政資料室、同分室、宝塚市資料室、豊中市史編纂室などがあり、図書館を含めれば、もう列挙するスペースがないほどに被害を受けている。

しかし、日本で文書館や図書館が災害による被害を受けたのはこれが初めてではない。一九九三年の釧路沖地震では釧路市立図書館、帯広畜産大学図書館、釧路市立博物館も著しい被害を受けている。一九八三年の日本海中部地震では秋田県立博物館が、一九七八

年の宮城県沖地震では東北歴史資料館や仙台市立博物館が被害を受けている。古くは一九二三年の関東大震災での東京帝国大学図書館や上野の東京帝室博物館などがある。

火災では栃木県にある西那須野町立資料館が一九九三年に火災で全焼しており、また一九八三年には日本近代美術館フィルムライブラリーの火災では日本の映画フィルムが被害にあっていた。

愛知県でも一九五九年の伊勢湾台風や一九四四年の東南海地震、一九四五年の三河地震などの災害があり、それらの災害による記録史料の被害は当然あつたに違いなからう。

## 三、文書の災害対策は当然の考慮事項

一般に公文書館や歴史資料館のスタッフは災害対策に対して関心は低い。本来業務は災害対策ではないのであるから、そのことは無理からぬことである。しかし歴史資料の保存（これは本来業務である）は、その形質の変化を如何に少なくするかにかかっている。そして災害はその大きな割合を占めている。（表）3はさまざまな事象が文書

や館または人に与える被害を記述している。たとえば酸性紙の問題は時間をかけて進行する災害であるのに対し、火災や水害による焼損や水損は短時間に発生する災害である。それらの災害が発生する頻度は少ないけれども、一

全史料協による日本での調査<sup>2)</sup>では、九十一機関からの回答が寄せられ、うち三十二%に当たる二十九館から何らかの被害等のコメントがあつた。その結果の詳細は資料1に詳しく述べられているが、全体で五十二の被害事例の記述があつた。

そのうち二十二事例は第二次世界大戦にかかわる事例で一九四四年と一九四五年に集中している。十五事例は火災や台風などの災害である。また市町村合併及び役所の移転、建て替えに伴う廃棄、焼却が少なくとも十事例はある。

大雑把にいうなら、約四割が戦争で三割が災害で、二割が市町村合併で、記録史料が失われている。

また戦争による二十二事例のうち、敗戦に伴う管理命令により破壊された事例が少なくとも八事例ある。これを市町村合併とあわせると十八事例となり、全体の割合では三十五%となる。これは言い替えると、記録史料を人為的に（もしくは自ら）破壊したのが全



且生じるとその被害は大きくなる特性を持つている。そしてそれらの被害に対処するために許された時間は短い。たとえば水損した文書は早急に対処しなければカビが短時間で発生し、また紙が固着してしまふ。

地震、水害、火災といった災害は滅多には起こらない。人の一生から言えば、一回遭遇するかしない程度であろう。しかし記録史料の寿命から見るとそうは言えない。永年保存とラベルを付けた文書は、いったい何年保存されることを期待されているのだろうか。たとえばそれを三百年としてみよう。

巨大地震が発生する可能性は日本の太平洋沿岸では百年に一回と言われているので、三百年の寿命のうちには三〜四回の巨大地震に襲われることとなる。

すると、記録史料の災害対策は、本来業務である歴史資料の保存の重要な部分であることがわかる。

**四、防災対策の見直しを**

史料は基本的に唯一無二のものであり、その代替は利かない。そしてそれら史料の保存期間は我々人間の生涯を越すような長い期間を持つている。個別の史料が、生まれたばかりであつても、すでに長い期間を経たものであつても、それらを集めて、保管しているのが、公文書館や歴史資料館、市史編纂室またその他の類似機関である。

我々は、記録史料がこれまでも、そ

してこれからも渡っていく長い期間のほんの一期間をあずかっているに過ぎないからこそ、自分の担当しているときにそれらを無くしてしまうわけにはいかない歴史的な義務を持つている。

そう考えると、災害は滅多には襲つてこないから、自分の時にも来ないに違いないと思つてはいけない。もし次の担当者もその次も、そのように思つていたらなら、たまたま災害が発生したときに何の備えもなく、被害に遭つてしまふだろう。だからこそ、今が記録史料の防災対策を見直す時期である。

**五、全史料協の防災対策への取組み**

全史料協は阪神・淡路大震災での経験を踏まえて一九九五年から防災委員会を発足させ、一九九七年からは愛知県公文書館に防災委員会の事務局を引き受けて頂いている。防災委員会では阪神・淡路大震災による歴史資料保存利用機関の被害や対策の調査を行い、文書館の防災対策を進めるための資料4)を作成して頒布している。

今防災委員会で進めているのは、地域における文書館、歴史資料館また市史編纂室等の機関をつなぐネットワークづくりである。

何らかの災害が起きたときに、自館だけで対応することは多くの場合に困難である。応急措置を行うための人手やそのための資器材、また被災した文書や避難させた文書の保管場所など多

くの助けが必要となる。それには目的や機能が類似な地域の機関同士が助けあうことが望ましい。

又もう一つの試みは、文書は燃えたり、濡れたりするとどうなるのか、実際に応急措置として何を行うのかを実際に研修コースを企画している。

- 1) 図書館・文書館の防災対策 監修・小川雄二郎、雄松堂、一九九六年十一月発行 二〇二頁
- 2) 同書一九九二二二頁
- 3) 同書十八頁
- 4) 文書館の防災に向けて、全史料協防災委員会編、一九九八年二月発行 定価八百円 全史料協防災委員会事務局（愛知県公文書館内）で頒布

(表) 文書館及び図書館の災害と被害

分類	原因	被害の種類				被害の対象			
		水損	焼損	破損	滅失	施設	設備	文書図書	人
台風・豪雨	高潮	*			*	*	*	*	*
	洪水	*			*	*	*	*	*
	倒壊			*	*	*	*	*	*
	崖崩れ			*	*	*	*	*	*
地震	震動			*		*	*	*	*
	津波	*			*	*	*	*	*
	地震火災	*				*	*	*	*
	崖崩れ			*	*	*	*	*	*
産業災害	液状化			*	*	*	*	*	*
	爆発			*		*	*	*	*
	火災		*			*	*	*	*
環境災害	インパクト		*			*	*	*	*
	大気汚染			*				*	
人為災害	地盤沈下			*		*			
	放火		*			*	*	*	*
	漏電		*			*	*	*	*
	盗難				*			*	*
その他	切り取り			*	*			*	*
	虫害			*		*	*	*	*
	酸性紙			*				*	*
	高頻度使用			*				*	*



全史料協防災委員会（平成10年6月16日）



## 資料紹介

『愛知県庁舎等の写真』資料は、愛知県建築部営繕課が、平成八年度の倉庫整理の際に、廃棄か保存かの選択に当たり、より保存環境のよいところで保存されるのなら移管したいということで、公文書館に話が持ち込まれたものである。

資料は、ガラス原板（乾板）及びネガフィルムと、それを平成八年度になつてから焼き付けた写真とから構成されている。ガラス原板は二つの木箱に収納され、それぞれの箱の蓋には『原板』と墨書してある。箱は、①縦三十七cm、横二十五cm、高さ十九・五cmのもの、②縦二十八・五cm、横二十五cm、高さ二十cmの大きさのもので、箱の内部は仕切板で仕切られている。ガラス原板・ネガフィルムは、紙袋・紙小箱・ろう紙・紙包みで収納されている。これらは、保存状態が良くないので、一般には焼き付け（プリント）写真で利用に供している。

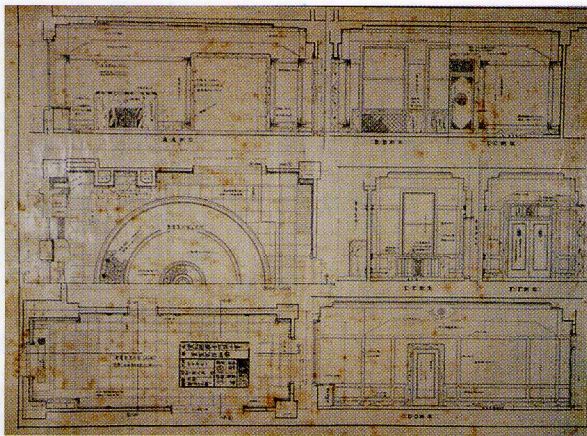
写真は百七十六枚あり、県庁舎の地鎮祭や起工式、建物内部や外景・建築現場、議事堂の他に、新栄・稲沢・瀬戸の警察署庁舎、愛知県商品陳列所、日本赤十字病院、愛知県第一中学校建築起工式なども含まれている。

『愛知県庁舎改築工事図面』も、

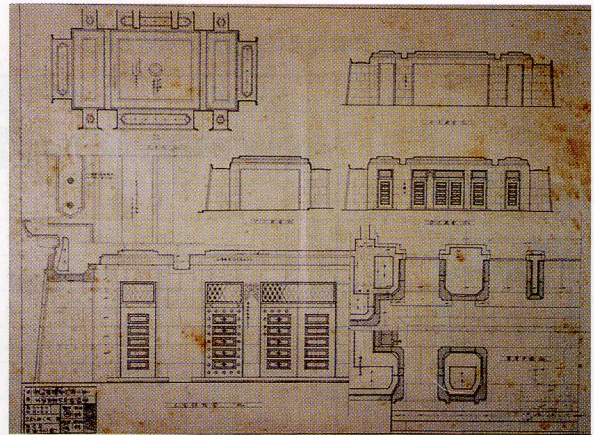
営繕課から、平成九年度に引き継ぎを受けたもので、現在の本庁舎が建設された時の工事図面で、主に昭和十年・十一年に作成されたものである。

原図は二百四十八枚あり、主として布にニス引きを施した全紙大の墨入れ原図で、それぞれ右下又は図面の余白などに、縦十二cm・横八cmの「愛知県営繕課」のスタンプ印が押してある。そこには工事及び図面の「名称」・「縮尺」・設計「年月日」・図面「番号」が記載され、「課長」・「技師」・「設計」・「謄写」者の朱印や黒印による決裁印が押されている。

これらの墨入れ原図は、欄外に烏口の墨の出を確認したと思われる痕跡が数枚の図面に見られるため、手書きの原図であると思われる。このニス引き



貴賓室詳細図



正面車寄内部詳細図

布の原図の他に、トレース紙の第一原図が十枚と、かなり後になって複写されたと思われる第二原図が七枚含まれている。この第一原図は、主として、鉛筆書きの図面で、文字が一部ペン書きされている。決裁はないものもあるが、押印のあるものは主に朱印が押印されている。

その他に、営繕課が『愛知県庁舎改築工事図面』をジアゾコピーして、図面の種類ごとに製本したものが七冊ある。A3版（縮小版）の一般図・詳細図、A1版の一般図・管図面・電気図面・詳細図・構造図で、一般にはこの製本版を利用に供している。

図面には、県庁各課室・議場や奉安庫・高等官食堂・判任官食堂・特高刑事室・新聞図書検閲室・「フィルム」

検閲室・留置房などの配置が見え、戦前の組織機構や当時の状況などを窺い知ることができる貴重な歴史資料といえる。

県庁舎の「基本設計図案は、西村好時氏、渡邊仁両氏に依頼して調査研究を重ね、工事顧問に工学博士佐野利器氏、土屋純一氏を委嘱し、両顧問指導の下総務部営繕課において両氏の長所を採り、質素堅牢を旨とし」成案となつたと記されている。（『愛知県廳舎新築落成記念』全国土木建築事業部製作）

工事概要によれば、「様式は日本趣味を基調とした近世式の鉄筋コンクリート造り」となっている。竣工式当日の昭和十三年三月二十三日の新愛知新聞は、「誇れ！愛知縣民、東洋一・新縣廳舎、築えの竣工式、日本趣味豊か豪華近代式七階建」と報じている。

この愛知県庁本庁舎は、名古屋市役所とともに、平成十年二月二十日国の文化財保護審議会から文部大臣に、造形の規範となっている文化財として答申され、文化財建造物として登録されることになっている。名古屋城と、隣接する名古屋市役所本庁舎に呼応した日本固有の様式を強調した建物で、西洋建築の躯体に和風の屋根を架した、いわゆる「帝冠様式」の代表的建築であるとしている。

（資料課・伊藤）



企画展

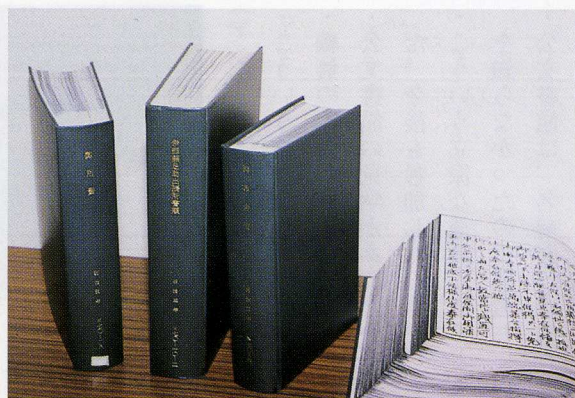
「明治期の  
県庁文書」について

平成十年三月二日から二十七日まで、公文書館や所蔵資料について広く一般の方々に知っていただくため、本館展示室において企画展「明治期の県庁文書」を開催した。

愛知県には残念ながら明治時代県庁文書の原本はほとんど残っていないが、その理由としては昭和十三年に現在の県庁舎が竣工し、南武平町から移転した際、多数の公文書類が廃棄決定され、明治期の文書の多くが尾張徳川黎明会に譲渡されたことによる。現在は財団



徳川林政史研究所



徳川林政史研究所蔵県庁文書複製本

法人徳川黎明会徳川林政史研究所のほか、国立史料館、水産庁中央研究所にも原本が所蔵されている。愛知県公文書館の設置に当たり、これら機関の所蔵する愛知県に関する公文書をマイクロフィルム化及び複製の形で収集し、現在では本館において複製本で利用できるようになった。

徳川黎明会への下付経緯についての概略は次の通りである。古い県庁文書が処分されるきっかけは、現在の本庁舎が新築落成し文書を移転する際、保存文書の整理を行うため、昭和十二年九月二十七日、廃棄文書及び保存年限短縮調査の依命通牒が文書課長から庁中各課長あてに出されたことによる。尾張徳川黎明会では県庁文書が廃棄されるという話を聞き、昭和十三年二月

二十二日、愛知県知事あてに「廃棄文書下付願」を出し、研究資料として必要な廃棄文書の払い下げを希望した。この時には、ほかに愛知県史編纂係・愛知県教育会・豊橋市立図書館が下付又は借用を願っている。昭和十三年四月七日、依命通牒で照会した結果、保存文書中約七千冊が廃棄予定となった。各機関からの下付願いなどに対し、大部分の文書が尾張徳川黎明会に譲渡されることが決定したが、その理由として、昭和六年に二百二冊の文書が既に下付されていること、設備が完備し保存方法も良いことがあげられている。こうして昭和十四年四月二十一日、六千五百八十二冊の文書の下付が同会に申し行われた。

二回目の廃棄処分が行われるに当たって、昭和十四年九月十四日、尾張徳川黎明会から知事あてに「廃棄古文書下付願」が出され、同年九月十六日、郡役所引継文書を含む三千六百六十九冊が更に下付された。

その後、昭和十七年一月二十二日に「御下付簿書之老部廃棄願」が尾張徳川黎明会から出され、下付文書の内、研究調査資料としての価値が低いもの五千六百十八冊が県庁の承認のもとに廃棄されている。

残りの文書は、第二次世界大戦末期に疎開のため伊那・木曾地方に移送された。その後、名古屋の尾張徳川黎明会旧蓬左文庫倉庫と東京の徳川林政史研究所に分散保管されていたが、その内名古屋保管分千三百六十五冊が昭和二十四年に国立史料館所蔵となっている。

このような経過をたどって徳川林政史研究所に残された愛知県庁文書には、明治期でも比較的古い時代のものが多く、簿冊の種類も多岐にわたり、愛知県近代史を研究する上で貴重な資料となっている。今回の企画展では、同研究所所蔵愛知県庁文書を取り上げ、譲渡の経緯や主な下付文書の複製資料を紹介し、簿冊の内容を解説した。

この展示を通して、公文書が貴重な歴史資料となり得ることと、廃棄決定された県の公文書の中から、歴史的価値あるものを評価・選別し、将来の利用に備えて保存を行っている公文書館の重要な役割について、理解を深めていただけたらと思う。

(資料課・石川)



公文書館書庫内複製本



## 走る県政教室

平成九年五月二十二日、走る県政教室の一行が本館を見学するため来館した。一行は、県知多事務所が募集した東海市と阿久比町の住民四十七名である。

走る県政教室は、愛知県が毎年県下を三つの地域に分けて、県民に広く参加を呼び掛け、バスで県の施設や仕事を見学してまわるもので、なかなか評判の良い催しであると聞いている。

公文書館はどちらかというど味などところで一般県民には退屈な施設ではないかと思っていたが、申込みの倍率は二・六六倍だったようだ。

一行が到着して、まず、館長から概要説明をした後、展示室や閲覧室など施設を案内した。明治十七年頃作成の地籍図を紹介すると、自分達が現在住んでいる所が、当時、どんな土地だったのかと関心が集まり、それぞれが食い入るように見入っていた。約一時間の見学だったが、喜んでいただけようだった。

その後、知多事務所から送られてきたアンケート結果で、「施設が立派なことに関心した」(二十四名)、「家族や友人と利用してみたい」(十一名)など予想に反して概ね好評な意見が

多かったことは嬉しい限りであった。ただ、「施設についてもっとPRしてほしい」(二十七名)という意見に、反省。

今後は、あらゆる機会を通じてPRに努めつつ、より魅力のある公文書館にしていきたいと思っている。

(資料課・村井)



知多事務所主催「走る県政教室」

(アンケート結果その他の意見から)

- ・ こういう施設をもっと作ってほしい
- ・ 職員の苦勞がわかった。
- ・ 公文書館の見学があったから参加した。今後も参加したい。
- ・ こういう立派な施設があるという事を知らなかったので感激している。
- ・ 公文書館は、名前だけは知っていた

が、個人ではなかなか利用することもなかったので、良い機会で勉強できた。

地方に住む県民にもっとPRしてほしい。

地味な仕事、陰の苦勞が大変だと思う。

昔の地籍図が必要な時があるなーと思っている。

公文書館については、全く知識がなかったのが勉強になった。昔の知りたい事ができた時は、迷わず利用したいと思った。

公文書館のような所は初めてで、参考になり楽しかった。

初めて施設を見学させてもらい、先祖様の暮らしを自分の時代に見ることができ感激した。一日よい見学ができ心から感謝した。

公文書館に関心がないので、よくわからない。

史料に関心をもつ者は、県民の割合が乏しい。という事は、一般的な

ものではなく、専門的なものといえる。限定された者のみ利用できる施設でよい。しかし、資料収集・整理は価値が高い。

眠っていませんか？

愛知県

に

関する古い資料！

書庫や倉庫、蔵の片すみで、人知れずほこりをかぶって、ひっそりと眠っている資料はありませんか。また、引越など、多くの資料が処分されるときがあるかもしれません。

愛知県公文書館では、公文書のほか古文書などの古い書付や、戦前に刊行された愛知県に関する資料も集めています。

そんな愛知県に関する古い資料なら汚れていても、虫食いがあってもかまいません。ゴミのような紙屑でも、貴重な歴史資料である場合があります。ぜひ、ご一報ください。

(資料課)

\*夏の企画展\*

「史料にみる郡役所のあゆみ」

平成十年八月三日(月)～

九月三十日(水)



## 「歴史的価値」雑感

館長 飯田守生



本県公文書館  
条例によると、  
公文書館は、「歴  
史的価値のある  
公文書等を収集

し、整理し、・・・とあるが、歴史的価値があるという判断は実務的にどのように行われるべきかという感想を述べさせていただきます。

公文書等に歴史的価値があるかどうかは、判断する人の人生観や価値観などに左右される面が大きいものと思われる。

例えば「産業連関表」について、これは、ある産業部門が生産した財貨などが他産業にどのように配分され、影響されるかを見ることができ、数字の羅列に過ぎず歴史的価値はないという見方と、一方では当時の産業の構造が分かり歴史的価値があるという見方に分かれたことがある。

また、東京のさる所に、第二次大戦時の赤紙（軍の召集令状）が沢山積んであったので、これはどういう価値が

あるかと質問したところ、当時の人々の身長、体重など体格が分かるとの説明があった。

以上の二例は、人の考え方、物事の見方の角度によって価値観が異なることを紹介したものであるが、このような例からも実際の公文書等の選別に当たっては、複数の人間が判断することが好ましいと考えられる。

ただし、歴史的価値があるか否かの判断に自信がないと、むやみやたらに収集することになるため、公文書等を収集するに当たっては、個々の公文書等について、具体的に歴史的・文化的に必要とする理由付けをし、このことの積み重ねが実際の選別基準となっていくことにならうと考えられる。

しかしながら、歴史的価値があるか否かは、時間の経過を経て判断されるものであって、現時点の判断は仮の判断であり、一定年限（三十～五十年）を経た時点で再度判断することが必要であろうことも考えられる。

以上、本年四月一日に公文書館館長を拝命し、最初に疑問に思ったことに対する小生の感想ですが、このことに関する皆様のご意見、ご助言を賜れば幸甚に存じます。

## 秘め事

人は誰でも他人に知られたくない秘め事を持つものである。他人から話されたくない、自分から話したくない、そんな気持ちは若いうちは特に強い。しかし、年齢を重ねると、事実を客観的に話すことができるようになる。

永六輔氏は、長野県小諸に縁故疎開した。国民学校六年で敗戦を迎え、戦後もしばらく上田中学に通った。小諸時代を忘れる努力をして年を重ねたが、五十二年後、小林亜星氏も小諸へ疎開していたことがわかり、二人でコンサートを開くことになった。「還暦を過ぎた学童疎開世代が、再び都会と疎開先をつないで、ささやかな平和運動になればと思った。」『朝日新聞』夕刊、九八・四・二三と書いている。

大東亜戦争も日本の敗色が濃くなった一九四四年のこと、学童を大都市から地方へ疎開させる閣議決定があった。本音は、足手まといの子供を親元から離して都市の防災を強化

し、銃後の備えを万全ならしめることになった。大義名分は次代の戦力を温存するにあるとされた。縁故疎開を原則とし縁故のない児童は集団で学校が引率することになった。子供たちは春から夏にかけて各地へ散った。

私も丁度国民学校四年生で、最初は縁故疎開、次いで集団疎開を経験した。集団に途中から入ることの困難にぶつかり、色々と苦労したことが思い出される。一九四五年八月十五日の日本の敗戦を迎え、縁故疎開したところのある学校へ再転校した。

文書には秘区分があり、機密、極秘、秘、部外秘、人秘がある。ある展示会で『学童集団疎開綴』という文書を発見した。職員に閲覧を申し出たが、未整理であり、個人情報が含まれるので見せられないと断られ、あと一・二年待てと言われた。五十年も経過しているのにという不満はあるが、秘め事は関係者が生存しているとは公開できないのである。

（資料課・稲葉）



# レファレンスコーナー

Q 米国の子供達から日本の子供達に贈られた「青い目の人形」と、その答礼として米国に贈られた人形「ミスアイチ」に関する資料はないか。

A 本館の愛知教育雑誌マイクロファイルム化事業で作成した『愛知教育検索用目次台帳』を調べると、昭和二年四百七十二号に「愛知県に於けるアメリカからの使者人形」の表題があった。その他、昭和二年で追うと、『愛知県公報』（昭和二年八月十九日、九月二十三日）の学務部長通牒のほか、『名古屋新聞』（昭和二年九月二十二日）などの資料によって人形による日米親善の様子を窺い知ることができる。

昭和二年春のひな祭りに、米国の子供達から世界児童親善会を通して日本の子供達に「青い目の人形」が寄贈された。その答礼として愛知県下の小学校、幼稚園からは、振り袖姿の「黒い目の人形」（ミスアイチ）が贈られることになった。同年九月から十月にかけて名古屋市の始め県下の郡市において、日米親善の期待を背負って米国に旅立つ答礼人形達の展覧会・送別会が行われた。名古屋市の場合は松坂屋を他の都市では主に小学校を会場として行われた。

（資料課・加藤）

## 利用案内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日

国民の祝日

年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）

整理期間（春季十日以内）

★利用方法

資料の閲覧は無料です。

資料の貸出は行いませんので、

閲覧室にて閲覧してください。

資料の閲覧を希望するときは、

備え付けの閲覧票に、住所、

氏名、資料名を記入して提出

してください。

資料の複写の希望にも応じて

います。（有料）

展示室においては、所蔵資料

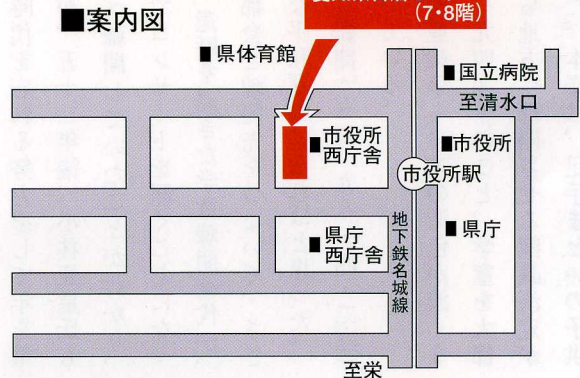
などを展示しておりますので、

自由にご覧ください。

その他、不明な点は閲覧室の

受付にお問い合わせください。

愛知県公文書館  
愛知県自治センター  
(7・8階)



★交通機関

- 地下鉄名城線「市役所」下車  
5番出口
- 市バス基幹2「市役所」下車
- 市バス幹線13「市役所」下車
- 市バス18系統「市役所」下車
- 市バス20系統「市役所」下車

## 編集後記

▼愛知県公文書館だよりの第二号をお届けします。三年前の阪神淡路大震災の事は、皆さんの記憶に新しいことと思えます。今回は、史料の防災という一般的にはなかなか馴染みの薄い問題を、専門家の先生にわかりやすく書いていただきました。貴重な文化遺産である公文書の保存・防災に少しでも関心をもっていただければ幸いです。

▼公文書館は、美術館や博物館、図書館などと比較して、あまり知られていない文化施設です。このたよりが、県民の皆さんと本館を結ぶ懸け橋となりますように、編集の努力をしたいと思います。

愛知県公文書館だより 第二号  
平成十年七月三十一日  
編集発行 愛知県公文書館  
〒四六〇 名古屋市中区三の丸  
一〇〇〇一 二一三一二  
愛知県自治センター内  
電話 〇五二(九六一) 二二一一  
FAX 〇五二(九七三) 三三三五〇  
(県庁代表)